3.15.　旅客降車合図用ブザー又は単打ベル

旅客が降車する際に容易にその旨を運転者に通報するための降車合図用ブザー又は単打ベルを備え、その押しボタンを旅客の手近な位置に備えること。

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

3.16.　後輪巻込防止装置

ホイールベース間に乗降口を備える場合には、後輪巻込防止装置を備えること。この場合において、空車状態における後輪巻込防止装置の下縁の取付高さが地上300㎜以下となるように取り付けられていること。

（削除）

（削除）

3.17.　（略）

3.18.　（略）

3.19.　火災感知器等

後部車両に空調用エンジンを備える場合には、当該エンジン付近に火災感知器を備えるとともに、当該火災感知器が作動した際に運転者に警報する装置を運転者席付近に備えること。

別添92　２階建バスの構造要件

項　　目	構　　造　　要　　件
1. ・2.　（略）	（略）
3. 安全確認装置等	1.・2.　（略） 3.　２階客室には、旅客が乗務員席の乗務員に容易に通報できる装置を当該客室の前部及び後部の適当な位置にそれぞれ備え、かつ、当該装置の付近には、当該装置の使用方法等を表示しなければならない。
4. 座席等	1.　（略） 2.　２階客室の最前部に設けられた座席及び通路の前方には、衝突等により衝撃を受けた場合において旅客が車外に転落することを抑止することのできるように適当な保護棒等を備えなければならない。
5.　（略）	（略）

3.15.　乗客降車合図用ブザー又は単打ベル

3.15.1.　降車合図用のブザー又は単打ベルの押しボタンを次の3.15.1.1.又は3.15.1.2.のいずれかの位置に備えること。

3.15.1.1.　各側窓柱

3.15.1.2.　１か所おきの側窓柱及び当該側窓柱に隣接した側窓柱付近の天井

3.15.2.　押しボタンの付近には、その使用方法を表示すること。

3.16.　後輪巻込防止装置

乗降口をホイールベース間に備える場合には、空車時において取付地上高250㎜以下の後輪巻込防止装置を備えること。

3.17.　乗降口扉の表示

乗降口扉の内側及び外側付近には、出口、入口等の表示をすること。

3.18.　側方灯又は側方反射器

連節バスの最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの付近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。

3.19.　（略）

3.20.　（略）

3.21.　火災報知器

後部車両に空調用エンジンを備える場合には、当該エンジン付近に火災感知機を備えるとともに、当該火災感知器が作動した際に運転者に警報する装置を運転者席付近に備えること。

別添92　２階建バスの構造要件

項　　目	構　　造　　要　　件
1. ・2.　（略）	（略）
3. 安全確認装置等	1.・2.　（略） 3.　２階客室には、乗客が乗務員席の乗務員に容易に通報できる装置を当該客室の前部及び後部の適当な位置にそれぞれ備え、かつ、当該装置の付近には、当該装置の使用方法等を表示しなければならない。
4. 座席等	1.　（略） 2.　２階客室の最前部に設けられた座席及び通路の前方には、衝突等により衝撃を受けた場合において乗客が車外に転落することを抑止することのできるように適当な保護棒等を備えなければならない。
5.　（略）	（略）